

京都市訓令甲第 19 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第23号中「普通財産」を「公有財産」に改め、同項中第41号を第42号とし、第24号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認に関すること。

別表次長の項第22号中「又は」を「及び」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に改め、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を削り、同項中第32号を第34号とし、第23号から第31号までを2号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の2号を加える。

(23) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

(24) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関すること。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)